

接続機器レンタル規約

ソフトバンク株式会社

第1条（規約の適用）

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する各ブロードバンド・サービスを利用することを目的として、各ブロードバンド・サービスの会員であって、モデム、無線 LAN カードまたは地デジチューナー（以下「各接続機器」といいます。）のレンタルを受ける会員に適用されるものとします。なお、地デジチューナーを利用するにあたっては、当社より提供する専用のアプリケーション（以下「指定アプリ」といいます。）を使用する必要があります。
2. 各接続機器を会員にレンタルするにあたり、本規約に定めのない事項については、会員が利用する各ブロードバンド・サービスについて当社が定めるサービス規約（以下「BB サービス規約」といいます。）が準用されるものとします。
3. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、会員は変更後の規約に従うものとします。

第2条（各接続機器のレンタル）

1. 当社は、各接続機器のレンタルを希望する会員に対し、各接続機器をレンタルします。
2. 会員にレンタルする各接続機器は、会員が利用するブロードバンド・サービスに応じて当社が選択・決定するものとします。また、会員にレンタルされる各接続機器は、第 8 条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。
3. 地デジチューナーのレンタルの申し込みを行った場合、無線 LAN カードのレンタル契約の申し込みがなされたものとします。

第3条（レンタル契約の成立及び終了）

1. 各接続機器のレンタル契約の申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により当社に対し行うものとし、当該レンタル契約は、会員がレンタルを希望する各接続機器毎に成立するものとします。
2. 各接続機器のレンタル契約は当社がレンタル契約の申し込みを承諾した日に成立するものとします。
3. 前項にかかわらず、第 5 条のレンタル料金の発生時期は BB サービス規約に準じるものとします。但し、BB サービス規約に基づくブロードバンド・サービスの利用契約成立後に無線 LAN カードまたは地デジチューナーのレンタルを申し込んだ場合のレンタル料金は、その申込日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日から発生するものとします。
4. レンタル契約の解約、解除等は本規約に定めるほか BB サービス規約に準じるものとします。
5. 前項の定めにかかわらず、各接続機器のレンタル料金については、各接続機器のレンタル契

約の終了日が属する月の末日まで発生するものとします。

6. 本規約に基づく各接続機器のレンタル契約は、下記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。

(1) 会員が会員たる地位を喪失した場合

(2) 事由の如何を問わず、ブロードバンド・サービス（BB フォンサービスを含む以下、本項において同じ。）が終了された場合

(3) ブロードバンド・サービスの利用契約が成立しなかった場合

なお、無線 LAN カードのレンタル契約のみ解約した場合は、本規約に基づくモデムのレンタル契約は終了しないものとし、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約した場合も、本規約に基づく無線 LAN カードのレンタル契約、モデムのレンタル契約は終了しないものとします。

会員が各接続機器のレンタル終了時において当社の提供する他のブロードバンド・サービスの継続を希望する場合、当社は、当該会員に対し、適切な各接続機器を別途定める条件によりレンタルするものとします。

本項において、「当社」とは、本規約に基づく権利が第 12 条に基づき第三者に譲渡または信託された後においても、ソフトバンク株式会社を意味するものとします。

7. 前項の定めに基づき各接続機器のレンタル契約が終了する場合、会員は第 10 条に従い各接続機器を当社に返還するものとします。
8. 会員が利用しているサービスのアップグレードを希望した場合、当社は会員にレンタルしている各接続機器の交換等の方法によりアップグレードすることがあります。アップグレード後のレンタル料金が従前と異なる場合、アップグレードされたサービスが利用可能となった日の翌月 1 日から当該料金が適用されるものとします。本項に基づくアップグレードが行われた場合でも、上記のレンタル料金の変更を除くほか、従前のレンタル契約の条件に変更はないものとします。

第 4 条（ファームウェアのバージョンの更新）

1. 当社は、サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、会員に事前に通知することなく当社の裁量により当社のネットワークの規格、仕様等を変更する場合があります。
2. 前項の場合、当社が会員にレンタルしている各接続機器が当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し（各接続機器がサービス会員回線に接続され、かつ、各接続機器の電源が投入状態である必要があります。）、各接続機器に含まれるソフトウェア（以下「ファームウェア」といいます。）のバージョンを更新する場合があります。
3. ファームウェアのバージョン更新に起因して各接続機器が正常に作動しなくなった場合は、第 8 条の定めを準用するものとします。

第 5 条（レンタル料金等）

各接続機器のレンタル料金は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は毎月のレンタル料金を支払うものとします。

第6条（支払方法等）

1. 当社は、各接続機器のレンタル料金、次項に定める延滞利息、第8条第1項但書及び第10条第1項に定める費用、第9条及び第10条第2項、第3項に定める買取代金その他本規約に基づく会員に対する債権（以下「レンタル料金等」といいます。）の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。
2. 会員は、当社に支払うべきレンタル料金等の金額を、支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの間について、年14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社の定める方法により支払うものとします。

第7条（会員の義務）

1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、各接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸、転売、オークション等への出品、その他の処分
 - (2) 各接続機器の分解、解析、改造、改変等
 - (3) 各接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等
 - (4) 各接続機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
 - (5) 契約外の不正使用
 - (6) 各接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - (7) 各接続機器の日本国外持ち出し
2. 前項各号の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は別途定める「違約金」または「修理交換料金」を当社の定める方法により支払うものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。

第8条（故障等）

1. 会員にレンタルされた各接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該各接続機器を正常な各接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします（各接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます）。なお、各接続機器の故障、破損等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。
2. 各接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 各接続機器の故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービス

の適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。

第9条（任意の買取及び持込利用）

1. 会員は、各接続機器を任意に買取ることができるものとします。この場合、会員は、新品の各接続機器（以下「新規各接続機器」といいます。）のみ買取ることができ、レンタルしている各接続機器は第10条第1項の定めに従い当社に返還するものとします。新規各接続機器の価格の算定、買取代金の支払期日は別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。ただし、「買取価格一覧表」に記載のない各接続機器は買取ることができないものとします。なお、会員が本規約に基づき複数の各接続機器をレンタルしている場合、当社は会員によるいずれか一つのみの新規買取りをお断りする場合があります。また、当社が会員に提供しているブロードバンド・サービスによっては、新規各接続機器の買取ができない場合があります。
2. 前項の買取の申し込みは、会員が当社所定の方法に従い当社に通知して行うものとします。この場合、会員が新規各接続機器を受領したことを当社が確認した日を買取契約成立日とし、レンタルしている各接続機器のレンタル契約は買取契約成立日の属する月の末日をもって終了するものとします。但し、買取代金の支払期日までに買取代金の支払がない場合、当社は、催告の上、相当期間経過後に当該買取売買契約を解除することができるものとします。
3. 会員は、第1項に基づき買取った新規各接続機器を持込み、当該接続機器で利用可能な当社のブロードバンド・サービスの利用に供することができます。なお、当社が会員に提供しているブロードバンド・サービスによっては、各接続機器の持込みができない場合があります。また、会員は、ブロードバンド・サービス1契約ごとに一つの接続機器のみ持込みができるものとし、持込みが認められるのは、第1項に基づき買取った新規各接続機器のみであって、当社が販売した接続機器ではない機器、当社のレンタル用接続機器、その他当社が不適切であると判断した接続機器はいかなる場合も持込むことができません。
4. 前項の持込みの申し込みは、会員が当社所定の方法に従い当社に通知して行うものとします。当社が持込みを承諾した場合、各接続機器のレンタル契約は、当社が持込みを承諾した日の属する月の末日をもって終了するものとします。この場合、会員は当社所定の接続機器利用再登録手数料を当社に支払うものとします。

第10条（レンタル契約終了等に伴う返還）

1. 本規約に基づく各接続機器のレンタル契約が終了した場合、「BB サービス規約」に基づく利用休止期間が12ヵ月を超えた場合、または第9条の定めに従い新規各接続機器の買取りを行った場合、会員は、各接続機器を当社に返還するものとします。なお、各接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に各接続機器に故障等が発生した場合、当該各接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。
2. 事由の如何を問わず各接続機器のレンタル契約が終了した日または「BB サービス規約」に基づく利用休止期間が12ヵ月を超えた日の属する月の翌月20日（20日が土日祝祭日の場合は翌営業日）までに各接続機器が当社に返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。

第 11 条（個人情報等の保護）

1. 会員及び申込者の個人情報の収集、利用、提供及び公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、及び「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」（<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/policy/>）に従い適切に実施します。
2. 削除

第 12 条（譲渡等）

1. 会員は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員は予めこれを承諾するものとします。
3. (1) 当社は、以下に定めるところに従い、本規約に基づくレンタル契約の当社の契約上の地位を、各接続機器の所有権とともに第三者に譲渡することができます。契約上の地位を譲渡することとなった場合、当社は、(i) 当社のホームページへの掲載、(ii) 会員が届け出ているメールアドレス宛電子メールによる送信、及び (iii) 会員が届け出ている住所宛普通郵便により、事前に譲受人の名称、譲渡日等を特定して会員に通知します。かかる通知を受領した会員は、当該通知に記載の譲渡日をもって、その譲渡に承諾したものとみなされます。なお、ホームページへの掲載は、譲渡日の少なくとも 1 週間前に行うものとします。
(2) 電子メールによる配信及び郵便による配達のいずれもがなされず、またはこれらの内容を確知する機会がなかったと当社が合理的に判断した会員は、その後明確な意思表示のない限り、譲渡に承諾したものとみなされないものとします。
(3) 会員は、ホームページへの掲載のなされた日から 2 ヶ月の期間内に、当社ホームページへのアクセス、郵便またはホームページに掲載するその他の方法をもって、上記の譲渡について異議を述べるができるものとします。かかる異議が上記 2 ヶ月の期間内に当社に到達した場合には、当該会員については、譲渡は有効に成立しなかったものとみなします。
(4) 当社は、ホームページの掲載のなされた日から 3 ヶ月の期間内に上記(1)に定める方法により会員に通知して、上記の譲渡を解除することができます。かかる通知がなされた場合、通知の対象となった譲渡は、その成立に遡って解除されるものとします。かかる場合、会員は、上記の譲渡に承諾しなかったものとみなされます。
(5) 予定どおり契約上の地位の譲渡が生じなかった場合には、当社は譲渡が行なわれなかった事実について速やかに会員に通知します。
(6) 契約上の地位の譲渡が有効に成立することを条件として、会員は、以後譲受人のために各接続機器を占有するものとします。但し、契約上の地位の譲渡が解除された場合にはこの限りではありません。
(7) 上記(3)に従って当社が異議を受領した会員、及び上記(2)に従って譲渡に承諾したものとみなされない会員を除き、上記(3)に定める 2 ヶ月の期間の満了時において、当社は、契

約上の地位の譲受人に対して会員の個人情報を開示することができるものとします（なお、本規約に基づくレンタル契約上の地位を譲受けた譲受人は、個人情報等の保護に関する本規約第 11 条の規定に当然従うこととなります。）。但し、上記 2 ヶ月の期間の経過後に上記(2)の事実が判明した会員については、当社が当該事実を知った後遅滞なく、もしくは当該会員の請求により、また、上記(4)に従って当社が譲渡の解除を通知した会員については当該解除後すみやかに、当社は譲受人に対する当該会員の個人情報の提供を停止し、既に提供した個人情報を譲受人から当社に返却させまたは譲受人において消去させるものとします。

4. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第 13 条（準拠法及び管轄）

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

地デジチューナー（R）に関する特約

本特約（第 14 条乃至第 15 条の 3）は、当社に対して地デジチューナーのレンタル契約の申し込みを行う会員に対して適用されるものとします。

第 14 条（禁止事項）

会員は、地デジチューナー利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 録画・保存した映像等を個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で楽しむ目的以外の目的をもって利用・複製すること、およびネットワーク等を通じて公衆に送信し、または公衆に送信できる状態にすること
- (2) 当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) その他法令に違反する、または違反するおそれのある行為

第 15 条（情報の取得について）

当社は、地デジチューナーを提供するにあたり、以下の各情報を取得、保持かつ利用する場合があります。当社は、これらの情報について本規約に従い取り扱います。

- (1) 端末特定に必要な情報
機器固有 ID（製造番号、品番等）
- (2) 地デジチューナー指定アプリの利用ならびに通信等の情報
利用日時、利用状態、利用内容、インストール、バージョン情報等
- (3) 位置情報
Wi-Fi、GPS による端末の位置情報

第 15 条の 2 (情報の利用について)

当社は、地デジチューナーにて取得した情報をレンタル契約のお申し込み時に取得した会員の契約者情報と関連付けて取り扱う場合がございます。これらの情報について、本規約および別途当社が定めるプライバシーポリシー (<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/>) に従い、取り扱います。また、地デジチューナーにて取得した情報について個人を特定しない形で第三者に提供する場合があります。

第 15 条の 3 (取得する情報の利用目的)

当社は、地デジチューナーにて取得、保持した情報を以下に定める目的に従って利用する場合があります。

- (1) 当社サービスの利便性の向上、品質改善または利用者に対するサービス、技術の提供のため
- (2) 指定アプリの最新バージョン提供のため
- (3) 利用者からの問い合わせへの対応および当社サービスの利用に関する手続きのご案内や情報の提供等のカスタマーサポートのため
- (4) 利用状況の分析、効果測定、その他各種マーケティング調査および分析を行うため
- (5) 当社が提供する特典の適用の有無を識別するため
- (6) 興味関心に基づく情報を利用者へ提供するため
- (7) その他、当社サービスの提供に必要な業務のため

附則

2007年3月31日改定後の第7条第2項、第8条第1項、第8条第3項、第10条に定める「違約金」及び「修理交換料金」にかかわる規定は、2007年4月1日以降に適用されるものとします。

(2002年7月15日制定)

(2002年7月15日実施)

(2003年6月10日改定)

(2003年6月24日上記改定実施)

(2004年5月11日改定実施)

(2005年3月20日改定実施)

(2005年10月15日改定)

(2005年11月1日上記改定実施)

(2005年11月15日改定)

(2005年12月1日上記改定実施)

(2006年3月15日改定)

(2006年4月1日上記改定実施)

(2006年10月1日改定実施)

(2006年11月1日改定)

(2006年12月1日上記改定実施)

(2007年3月15日改定)

(2007年3月31日上記改定実施)

(2007年8月15日改定実施)

(2008年11月14日改定)

(2008年12月1日上記改定実施)

(2010年3月31日改定実施)

(2011年9月1日改定実施)

(2013年9月3日改定実施)

(2014年7月1日改定実施)

(2015年2月4日改定実施)

(2016年7月8日改定実施)